

## 離婚後の単独親権「合憲」

東京地裁 「子の利益のため合理性」

離婚すると父母の一方しか子どもの親権が持てない「単独親権」制度は憲法に違反するとして、東京都の五十代の男性会社員が国に百六十五万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、東京地裁は十七日、請求を棄却した。同制度について「合理性が認められ、違憲とは言えない」とし、合憲との

判断を示した。

松本真裁判長は、単独親権を定めた民法の規定は離婚した父母が通常別居し、関係が必ずしも良好でないことが前提で「子どもの監護や教育について適時に適切な判断ができるようにする目的がある」と指摘。その上で「子の利益を損なう事態を避けるため、父母の

うち、より適格な者を親権者に指定する規定に合理性はある」と判断した。

男性は、単独親権について「幸福追求権や法の下での平等に反する」と主張。離婚後も父母が共に親権を持つ「共同親権」制度を創設しないのは立法不作為だと訴えたが、判決は「共同親権を認めるか否かは、国会の合理的な裁量権の行使に委ねるべきだ」と退けた。

妻との間の子ども二人の親権を失った。

男性の代理人は、単独親権に関する同様の訴訟は複数あり、判決は初めてとしている。

親権の在り方を巡っては、上川陽子法相が十日、親権制度を含む家族法制の見直しなどを法制審議会に諮問した。

主要国の多くは共同親権を採用しているが、日本では子どもが不安定な立場に置かれるとの懸念もある。